

新潟県公共事業再評価委員会設置要領

1 趣旨

本要領は、新潟県公共事業再評価実施要綱（平成10年11月4日施行）に基づいて開催する新潟県公共事業再評価委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

2 委員会の役割

委員会は、県が提出した「再評価と今後の実施方針案」について、各事業を取り巻く社会状況等を勘案して妥当性を検討し、意見を述べるものとする。

3 委員会の委員及び組織

- (1) 委員会は、委員10名以内で組織する。
- (2) 委員会は、知事が依頼する委員によって構成する。
- (3) 委員の任期は、2年を原則とする。
- (4) 委員は、再任することが出来る。
- (5) 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選によって定める。
- (6) 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
- (7) 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

4 会議の開催

委員会の会議は知事が招集する。

5 議事の要旨の公開等

- (1) 委員会における議事の要旨は発言者氏名を伏せて公開する。
- (2) 委員会の会議は、一般及び報道機関に公開する。

6 事務局

委員会の事務局の構成は次のとおりとし、土木部監理課が代表する。

総務管理部	財政課
農林水産部	農業総務課
農地部	農地管理課
土木部	監理課
交通政策局	交通政策課

7 特例

市町村が事業主体の事業の再評価について当該市町村長から依頼があった場合において、知事が必要と認め招集したときは、委員会は2に規定する事務を行うものとする。

8 補則

この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は別に定める。

(附則)

1 施行期日

本要領は平成10年11月4日から施行する。

(附則)

- 1 施行期日
本要領は平成14年4月1日から施行する。

(附則)

- 1 施行期日
本要領は平成16年4月1日から施行する。

(附則)

- 1 施行期日
本要領は平成16年6月8日から施行する。

(附則)

- 1 施行期日
本要領は平成18年5月16日から施行する。

(附則)

- 1 施行期日
本要領は平成19年4月1日から施行する。

(附則)

- 1 施行期日
本要領は平成22年4月1日から施行する。